平成２４年（フ）第１３３６号
大阪市鶴見区浜４丁目14番８―403号
債務者　寺島　良夫
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３３７号
大阪市鶴見区浜４丁目14番８―403号
債務者　寺島　真澄
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３５９号
大阪府枚方市新之栄町12番17号
債務者　喫茶スナックさがのこと　宮脇　洋子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３６４号
大阪府豊中市曽根西町１丁目４番22―201号
債務者　糸井　レジーナ　ボニーラ
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３９２号
大阪府茨木市玉島２丁目10番17号
債務者　中井　純子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３９４号
大阪府枚方市町楠葉２丁目２番15―27号
債務者　國生リツ子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４２０号
大阪府八尾市北久宝寺１丁目２番25号　プチジュエル302号
債務者　竹中　　茂
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４２５号
大阪市福島区福島５丁目６番50号
債務者　沖吉　京子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４２６号
大阪市東住吉区湯里６丁目３番３―819号
債務者　小笠原　豊
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４２８号
大阪府門真市江端町11番１―221号
債務者　横山　アサ
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８８号
神戸市西区王塚台３丁目36番地の５
債務者　福島八代子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
神戸市西区玉津町高津橋262番地　６－２号
債務者　清本　郁美（旧姓野本）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
神戸市西区北別府３丁目20番地の５　103号
債務者　篠原　尚生
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
千葉県鎌ケ谷市北中沢１丁目13番25号
債務者　鈴木　佑介
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１７２号
千葉県柏市酒井根１丁目11番７―101号
債務者　本多純一郎
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１７４号
千葉県松戸市六実３丁目５番地の９　ロフティシャレール107号
債務者　石田　千明（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２１２号
愛知県春日井市南花長町14番地９
債務者　リホームハヤシこと居酒屋寄道こと
林　智賀子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６２号
愛知県尾張旭市吉岡町１丁目６番地13
債務者　今瀬塗装こと　今瀬　　稔
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部